

# 家族のお金・生活を守る

## “50歳からの介護・認知症と相続”

(一社)ほほえみ信託協会が一般消費者向けに生活向上セミナー -上-



田口 多津氏

### 「今、知っておきたい成年後見制度・遺産・家族信託」(田口理事) 講演要旨

一般社団法人ほほえみ信託協会(鈴木和弘代表理事)では、6月27日午前10時半から、大阪府高槻市紺屋町の総合市民交流センターで、一般消費者を対象に「アロから学ぶ生活向上セミナー『家族のお金・生活を守る50歳からの介護・認知症と相続』」を開催した。今回から2回に分け、第一部、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書アドバイザーとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるための生前対策」今、知っておきたい成年後見制度・遺産・家族信託」と、第二部、ニッゲイ・グローバル株式会社代表取締役、ファイナンシャル・プランナー大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続 目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

### これからの財産管理・相続対策 認知症対策が必要不可欠に

老後・相続で、どのようにならなければならないか、今問題になっているのではありませんか。まず介護の問題です。認知症の方もかなり増えております。空き家の問題、相続手続きも煩雑になっております。銀行口座が解約できない、クレジットカードやインターネットなど、昔に比べて手続きの量が増えています。また相続争い、相続税の改正後、相続税を納めないといけない人が増えてきているというのが現状です。

今までは、介護や認知症は成年後見制度を使って解決、遺産分割は遺言



セミナーの様

本人が死亡するまで後見業務は終了しないこと。亡くなるまで費用が発生します。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。法定後見制度は認知症が進んでしまつて、判断能力がなくなつた時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、任意後見人を定めておきます。本人の判断能力が低下した時に、任意後見人が裁判所に申し立てて、成年後見制度を開始します。この制度では、必ず、裁判所から後見監督人が選出されます。後見監督人は司法書士や弁護士が多いです。

近な病気です。平成25年度の資料では、認知症の方々が470万人、予備軍を合わせると約800万人。75歳の方の12人に1人、85歳以上の3人に1人が認知症です。対策を立てるのは、70代後半から80歳ぐらいに考えていただきたいと思つています。

### “家族(民事)信託”を有効活用 後見制度でできない柔軟な財産管理を実現

次に具体的な活用事例をご紹介します。本人A(80歳)さんには、妻B、長男C、長女D、二男Eがいます。Aさんの財産は自宅土地3000万円、建物1000万円、土地甲5000万円、土地乙5000万円、賃貸マンション土地7000万円、建物3000万円、定期預金1億2000万円あります。Aさんの希望・計画は、土地甲は売却、賃貸マンションは建て替えか大規模修繕、土地乙はテナントビルを建築、自宅は売却

力がなくなつた時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、任意後見人を定めておきます。本人の判断能力が低下した時に、任意後見人が裁判所に申し立てて、成年後見制度を開始します。この制度では、必ず、裁判所から後見監督人が選出されます。後見監督人は司法書士や弁護士が多いです。

本人が死亡するまで後見業務は終了しないこと。亡くなるまで費用が発生します。

法定後見制度は認知症が進んでしまつて、判断能力がなくなつた時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、任意後見人を定めておきます。本人の判断能力が低下した時に、任意後見人が裁判所に申し立てて、成年後見制度を開始します。この制度では、必ず、裁判所から後見監督人が選出されます。後見監督人は司法書士や弁護士が多いです。

や家族の思うように使用できないことがあります。②後見監督人に司法書士や弁護士が選出されるので、最低でも月1万5千円の費用がかかります。③「民事信託」とは信託業の免許を持たない受託者に任せる信託の俗称。とくに受託者、預かる方が家族であるとか、同族法人の場合に「家族信託」と呼んでいます。信託業の免許を持つ受託者に任せる信託は「商事信託」。銀行・信託銀行の「遺言信託業務」は、遺言書作成・保管・遺言執行のサービスで民事信託とは関係ありません。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言について、財産目録は手書きで作成する必要がなくなりました。パソコンでの作成、通帳・不動産全部事項証明書などのコピーも可能です。自筆証書遺言の保管制度が令和2年の7月10日から始まります。自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。80歳を超えると、一気に認知症発病の可能性が高まります。この時期までに、遺言書を作成したり、民事信託をしたり、ご家族と相談されて早めに計画を立てることをおすすめします。遺言書、相続税対策は家族のための対策。老後の財産管理の対策は成年後見制度、民事信託。ご自分のための対策です。

できないので、いずれもあらかじめ「準備」をしなければ対策になりません。成年後見制度の大きなポイントの一つは、一度就任した成年後見人は原則、

### 認知症になると遺言書の作成、不動産の売買等ができない

がなくなつた時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、任意後見人を定めておきます。本人の判断能力が低下した時に、任意後見人が裁判所に申し立てて、成年後見制度を開始します。この制度では、必ず、裁判所から後見監督人が選出されます。後見監督人は司法書士や弁護士が多いです。